特定非営利活動法人ひともねこも定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人ひともねこもという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、猫を飼育している支援が必要な個人または家族に対して、人と猫の切り離しを行わずに支援するための伴走支援、人材育成及び普及啓発、調査・研究等に関する事業を行い、人と動物が安心して共に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第２条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2)社会教育の推進を図る活動

(3)まちづくりの推進を図る活動

（事業）

第５条　この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　特定非営利活動に係る事業

①　猫に起因する生活課題を抱えた飼い主の相談対応及び改善に向けた伴走支援事業

②　猫も含めて家族として捉えた飼い主支援をする人材育成及び啓発事業

③　福祉的課題を内包している人と猫に関する調査・研究事業

④　その他この法人の目的達成のために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会し、この法人が推進する活動に積極的に協力する義務を負う個人及び団体

(2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　継続して３年以上会費を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第12条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　３人以上10人以下

(2)　監事　１人以上２人以下

２　理事のうち、１人を理事長、２人を副理事長とする。

（選任等）

第13条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人

を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第14条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第15条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、任期満了後に、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　第１項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後２事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。

４　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

５　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第16条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第17条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
２　職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

(種別)

第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

(構成)

第21条　総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条　総会は、以下の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業報告及び活動決算
(5)　役員の選任又は解任、職務及び報酬
(6)　その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
(3)　第14条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条　総会は、第23条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２　理事長は、第23条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的

方法をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条　総会における議決事項は、第24条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第28条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第２項、第29条第１項第２号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3) 総会の決議があったものとみなされた日
(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)
第30条 理事会は、理事をもって構成する。
(権能)
第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
(4) 入会金及び会費の額
(5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(6) 事務局の組織及び運営
(7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(開催)
第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
(3) 第14条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
(招集)
第33条 理事会は、理事長が招集する。
2 理事長は、第32条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の１日前までに通知しなければならない。
(議長)
第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
(議決)
第35条 理事会における議決事項は、第33条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するとこ

ろによる。

3　理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、第37条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人１人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

3　前２項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)　前号の事項の提案をした者の氏名

(3)　理事会の決議があったものとみなされた日

(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立の時の財産目録に記載された資産

(2)　入会金及び会費
(3)　寄附金品
(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益

(資産の区分)

第39条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

(資産の管理)

第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

(事業計画及び予算)

第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第50条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産手続開始の決定

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第52条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第53条　この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章　雑則

（細則）

第54条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定め

る。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	小池　英梨子
副理事長	大谷　多加志
同	千葉　晃央
理事	岸本　悟
理事	木村　さやか
監事	真鍋　拓司

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年6月30日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員入会金	0円
	正会員会費	0円
(2)	賛助会員入会金	0円
	賛助会員会費	年額一口　3,000円(一口以上)

役　員　名　簿

特定非営利活動法人ひともねこも

役職名	ふりがな 氏　名	住所又は居所	報酬の有無
理　事	こいけ　えりこ 小池　英梨子		無
理　事	おおたに　たかし 大谷　多加志		無
理　事	ちば　あきお 千葉　晃央		無
理　事	きしもと　さとる 岸本　悟		無
理　事	きむら　さやか 木村　さやか		無
監　事	まなべ　たくじ 真鍋　拓司		無

設　立　趣　旨　書

特定非営利活動法人ひともねこも
設立代表者　小池　英梨子

1　趣旨

近年、猫の多頭飼育崩壊は全国的な社会課題となっています。この問題は、単なる動物の飼育問題ではなく、生活困窮、社会的孤立、高齢化、精神疾患、児童虐待などの福祉課題と密接に関わる複合的な課題です。飼育頭数が飼い主の飼育能力を超えることで、猫は不適切な環境での飼育やネグレクト状態に置かれ、飼い主自身も生活環境の悪化や地域からの孤立を招く場合があります。また、問題が深刻化した際には自治体や地域ボランティアに大きな負担が生じ、抜本的な解決に至らないケースが少なくありません。

私たちは、「人が愛着を持っているペットを支援することは人の生活を支えるヒューマンサービスである。」という理念のもと、支援を必要としながら猫を飼育している個人または家族に対して、猫を手放させることを前提とせず、人と猫をともに支援する視点を社会に広げることを目的としています。

猫を含めた家族全体への支援を行うことで、人と動物が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するとともに、福祉、公衆衛生、動物福祉など複数の社会課題の解決につながる公益性の高い活動を推進します。

そのために、生活困窮世帯等の飼い主への相談対応及び飼育継続に向けた伴走支援、自治体や福祉関係機関、動物愛護団体等を対象とした人材育成及び啓発事業、多頭飼育事例の調査・分析及び研究などを実施します。活動を通じて得られた知見を学会発表や論文等で発信し、実践に裏づけられた予防的な支援の仕組みを構築することで、多頭飼育崩壊を未然に防ぐことを目指します。これらの事業は、特定の個人や団体の利益ではなく、広く地域社会全体の利益に資するものです。

このような活動を継続的かつ社会的信頼を持って推進するためには、任意団体ではなく法人格を有することが不可欠です。行政や関係機関との連携協定や受託事業、助成金・寄付金の受入れなどを安定的に実施するためには、法人としての責任体制や継続性、透明性が求められます。また、事業や財産を団体として適切に管理し、社会的信頼を確保することで、より多くの関係機関と連携した公益活動を展開できると考えています。このような理由から、公共性・公益性を重視した活動を行う法人形態として、特定非営利活動法人を設立することとしました。

2　申請に至るまでの経過

私たちは2017年7月、任意団体「人もねこも一緒に支援プロジェクト」を設立し、多頭飼育崩壊の予防と再発防止を目的とした活動を開始しました。これまで、生活困窮世帯等への相談対応や継続飼育に向けた伴走支援、自治体や福祉専門職向けの研修・講演、多頭飼育事例の調査・分析、学会での研究発表などを重ね、人と猫の切り離しを行わずに一体的に支援する実践を積み重ねてきました。

その結果、これまでに600匹以上の猫とその飼い主の支援に取り組むとともに、自治体や福祉関係者、動物愛護関係者等を対象とした研修・講演を50回以上実施し、多頭飼育問題への理解促進と支援体制の充実に取り組んできました。

こうした活動を通じて、支援を継続・発展させるためには、より安定した組織基盤と社会的信頼が必要であるとの認識に至り、このたび「特定非営利活動法人ひともねこも」の設立を申請し、活動を一層発展させることといたしました。

今後も、多機関との連携を深めながら、多頭飼育崩壊を未然に防ぐ支援体制の構築に取り組み、人と動物が安心して共に暮らせる地域社会の実現に貢献してまいります。

初 年 度 事 業 計 画 書

成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人ひともねこも

Ⅰ　事業の実施方針

設立初年度は助成金を活用し、事業基盤の構築に積極的に取り組む。猫に起因する生活課題を抱えた飼い主からの相談対応件数を任意団体での実績以上に積極的に獲得し、調査・研究の礎となる事例の蓄積を図る。また、福祉・行政・動物関係者を対象とした人材育成及び啓発のための研修や講演についても、開催に向けた営業活動を積極的に展開し、法人の認知度向上と事業基盤の確立を目指す。

Ⅱ　事業の実施に関する事項

1　特定非営利活動に係る事業

(1) 猫に起因する生活課題を抱えた飼い主の相談対応及び改善に向けた伴走支援事業

【内　　容】　多頭飼育問題や継続的な猫の飼育に課題を抱える相談者に対し、相談対応及び継続的な伴走支援を行います。行政、福祉機関、動物愛護団体等と連携し、人と猫を切り離さない支援を実施します。

【実施場所】　相談者の居住地域

【実施日時】　通年（随時）

【事業の対象者】　多頭飼育問題や継続的な猫の飼育に課題を抱える飼い主及びその家族
多頭飼育問題や継続的な猫の飼育に課題を抱える飼い主の対応にあたる行政機関、福祉関係機関、動物保護に関するボランティア団体等

【収　　益】　3,925千円（民間助成金）

【費　　用】　4,065 千円（医療費：1,000 千円、特殊清掃費：375 千円、業務委託費：2,400 千円、送迎費：150 千円、旅費交通費：50 千円、通信運搬費：30 千円、会議費：10千円、消耗品費：50千円）

(2) 猫も含めて家族として捉えた飼い主支援をする人材育成及び啓発事業

【内　　容】　生活困窮や社会的孤立などの福祉的課題と猫の問題をあわせて支援できる人材を育成するため、福祉・動物関係者向けの研修や講演、セミナーを実施します。

【実施場所】　主に大阪市・京都市及び周辺地域、その他依頼地域、オンライン

【実施日時】　通年（随時）

【事業の対象者】　福祉関係機関、行政機関、動物保護に関するボランティア団体

【収　　益】　90千円（講師料：10千円/名×3名×3回）

【費　　用】　70千円（諸謝金：50千円、印刷製本費：20千円）

(3) 福祉的課題を内包している人と猫に関する調査・研究事業

【内　　容】　相談対応や、人材育成及び啓発事業の対象者へのアンケート結果等にて得られた知見を学会発表や論文等で発信します。

【実施場所】　事務所内にて分析、学会・研究機関にて発表

【実施日時】　通年（随時）

【事業の対象者】　研究機関、行政機関、福祉関係機関、動物保護に関するボランティア団体

【収　　益】　200千円（民間助成金）

【費　　用】　200千円（業務委託費）

(4) その他この法人の目的達成のために必要な事業

実施予定なし

翌 年 度 事 業 計 画 書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人ひともねこも

Ⅰ　事業の実施方針

設立翌年度も、助成金による安定した財政基盤のもと、初年度に築いた相談対応実績及び関係機関との連携をさらに発展させる。引き続き相談対応件数の積極的な獲得に努め、蓄積した事例をもとにした調査・研究成果の発信に向けて着手するとともに、研修・講演の営業活動を一層強化し、対象地域及び実施回数の拡大を通じて、法人の目的達成に向けた事業基盤の確立を図る。

Ⅱ　事業の実施に関する事項

1　特定非営利活動に係る事業

(1) 猫に起因する生活課題を抱えた飼い主の相談対応及び改善に向けた伴走支援事業

【内　　容】　多頭飼育問題や継続的な猫の飼育に課題を抱える相談者に対し、相談対応及び継続的な伴走支援を行います。行政、福祉機関、動物愛護団体等と連携し、人と猫を切り離さない支援を実施します。

【実施場所】　相談者の居住地域

【実施日時】　通年（随時）

【事業の対象者】　多頭飼育問題や継続的な猫の飼育に課題を抱える飼い主及びその家族
多頭飼育問題や継続的な猫の飼育に課題を抱える飼い主の対応にあたる行政機関、福祉関係機関、動物保護に関するボランティア団体等

【収　　益】　7,850千円（民間助成金）

【費　　用】　8,070 千円（医療費：2,000 千円、特殊清掃費：750 千円、業務委託費：4,800 千円、送迎費：300 千円、旅費交通費：65 千円、通信運搬費：45 千円、会議費：10千円、消耗品費：100千円）

(2) 猫も含めて家族として捉えた飼い主支援をする人材育成及び啓発事業

【内　　容】　生活困窮や社会的孤立などの福祉的課題と猫の問題をあわせて支援できる人材を育成するため、福祉・動物関係者向けの研修や講演、セミナーを実施します。

【実施場所】　主に大阪市・京都市及び周辺地域、その他依頼地域、オンライン

【実施日時】　通年（随時）

【事業の対象者】　福祉関係機関、行政機関、動物保護に関するボランティア団体

【収　　益】　150千円（講師料：10千円/名×3名×5回）

【費　　用】　120千円（諸謝金：100千円、印刷製本費：20千円）

(3) 福祉的課題を内包している人と猫に関する調査・研究事業

【内　　容】　相談対応や、人材育成及び啓発事業の対象者へのアンケート結果等にて得られた知見を学会発表や論文等で発信します。

【実施場所】　事務所内にて分析、学会・研究機関にて発表

【実施日時】　通年（随時）

【事業の対象者】　研究機関、行政機関、福祉関係機関、動物保護に関するボランティア団体

【収　　益】　200千円（民間助成金）

【費　　用】　200千円（業務委託費）

(4) その他この法人の目的達成のために必要な事業

実施予定なし

初年度活動予算書

特定非営利活動法人ひともねこも

成立の日から令和9年3月31日まで　　（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2.受取寄附金			
受取寄附金	600,000	600,000	
3.受取助成金等			
受取民間助成金	4,125,000	4,125,000	
4.事業収益			
伴走支援事業収益	0		
人材育成及び啓発事業収益	90,000		
調査・研究事業収益	0	90,000	
5.その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			4,815,000
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
医療費	1,000,000		
特殊清掃費	375,000		
業務委託費	2,600,000		
諸謝金	50,000		
送迎費	150,000		
旅費交通費	50,000		
印刷製本費	20,000		
通信運搬費	30,000		
会議費	10,000		
消耗品費	50,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	4,335,000		
事業費計		4,335,000	
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信運搬費	9,000		
旅費交通費	0		
ホームページ管理費	0		
事務用品費	10,000		
その他経費計	19,000		
管理費計		19,000	
経常費用計			4,354,000
当期正味財産増減額			461,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			461,000

翌年度活動予算書

特定非営利活動法人ひともねこも

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで　　（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2.受取寄附金			
受取寄附金	800,000	800,000	
3.受取助成金等			
受取民間助成金	8,050,000	8,050,000	
4.事業収益			
伴走支援事業収益	0		
人材育成及び啓発事業収益	150,000		
調査・研究事業収益	0	150,000	
5.その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			9,000,000
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
医療費	2,000,000		
特殊清掃費	750,000		
業務委託費	5,000,000		
諸謝金	100,000		
送迎費	300,000		
旅費交通費	65,000		
印刷製本費	20,000		
通信運搬費	45,000		
会議費	10,000		
消耗品費	100,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	8,390,000		
事業費計		8,390,000	
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信運搬費	18,000		
旅費交通費	0		
ホームページ管理費	0		
事務用品費	10,000		
その他経費計	28,000		
管理費計		28,000	
経常費用計			8,418,000
当期正味財産増減額			582,000
前期繰越正味財産額			461,000
次期繰越正味財産額			1,043,000